

学生のみなさんへ

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』について

文部科学省から、学生支援緊急給付金給付事業（「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』）の創設について連絡がありました。概要は以下の通りです。

◇対象となる学生

家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っている学生で、今回の新型コロナウイルス感染症拡大による影響でアルバイト収入が大幅に減少し、大学での修学の継続が困難になっている学生

※要件の詳細は、文部科学省 HP「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』に掲載されている「申請の手引き（学生・生徒用）」にてご確認ください。

◇給付額

住民税非課税世帯で支給対象となる学生：20万円

上記以外の世帯で支給対象となる学生：10万円

◇申請方法

文部科学省 HP「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』に掲載されている「申請の手引き（学生・生徒用）」を確認し、必要書類・証明書類を本学に提出してください。

【6月10日（水）本学事務局 必着】

◇注意事項

提出書類により本給付金の対象者としての要件を満たしていることを本学で確認し、日本学生支援機構に推薦します。この制度は大学ごとに推薦枠が決められており、申請者全員が給付されるものではありません。

申請方法の詳細につきましては、追ってご連絡致します。まずは文部科学省 HP「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』をご確認いただき、必要書類をご準備ください。

文部科学省 HP：「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00691.html

◇本件問い合わせ先

愛知みずほ大学・愛知みずほ短期大学 教務・学生室（9:00～17:00）

電話：052-882-1123、052-882-1815